

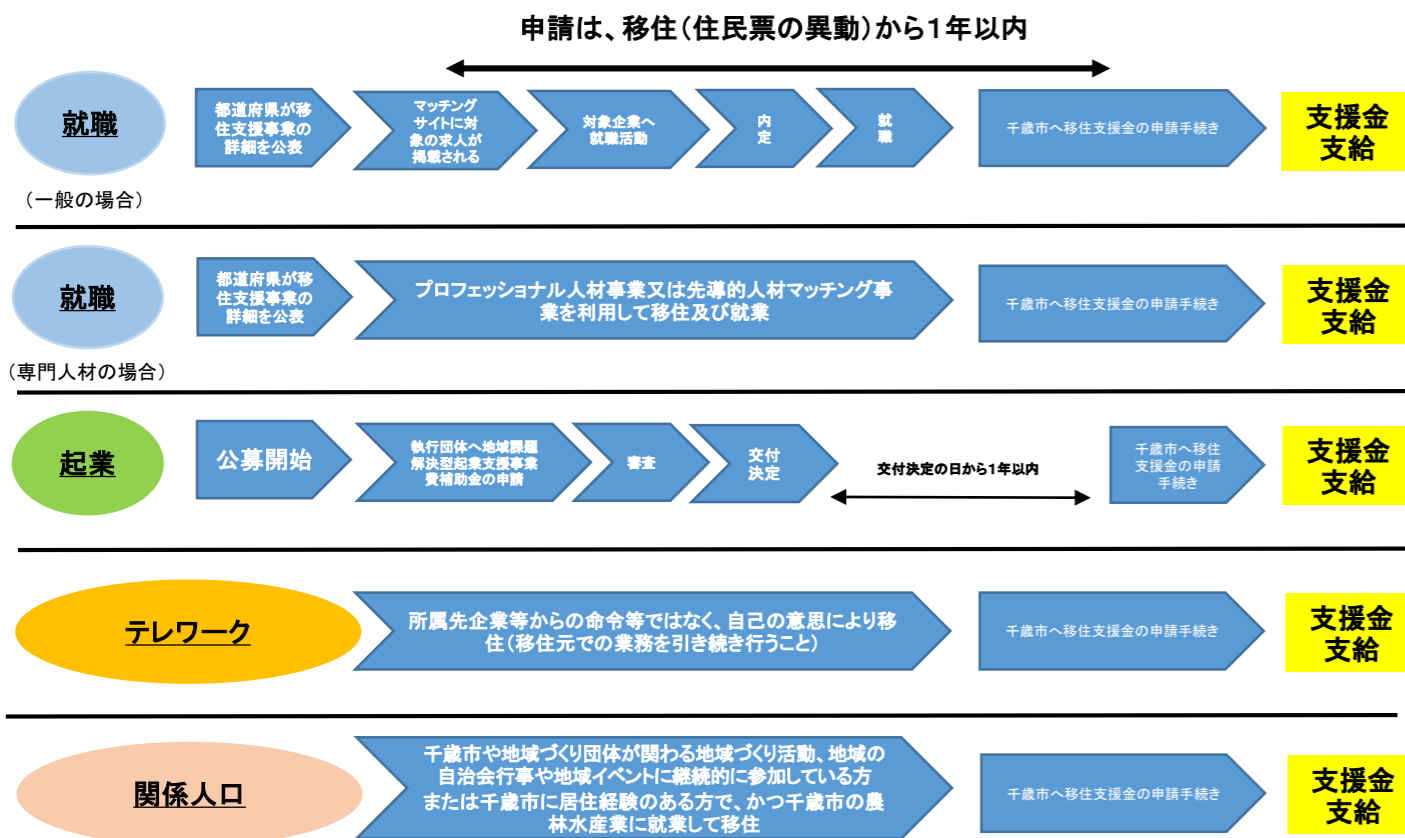
世帯に関する要件 (世帯向けの金額(100万円)を申請する場合のみ)

世帯の人数が申請者を含めて2人以上の場合は、申請者以外の世帯員が次のいずれの要件も該当する場合に、支援金の額が100万円になります。

次の①～④のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 本市に転入をする従前の住所において、申請者と同一世帯に世帯員が属していたこと。
- ② 移住支援金の申請日において、申請者と同一世帯に世帯員が属していること。
- ③ 移住支援金の申請日において、世帯員も転入日から起算して1年以内であること。
- ④ 世帯員も、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

【移住支援金交付までの流れ(参考)】



【お問合せ先】

移住支援金の申請・内容に関すること
千歳市商業労働課労政係
TEL.0123-24-0602
E-Mail.shogyorodo@city.chitose.lg.jp

北海道のマッチングサイトや起業支援事業に関すること
北海道経済部労働政策局産業人材課
TEL.011-251-3896(マッチングサイト)
北海道公式移住支援金対象求人就業マッチングサイト
(<https://hokkaido.saiyo-job.jp/2jhy/recruit/>)
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
TEL.011-232-2403(起業)

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県から千歳市へ転入される方へ

令和8年4月1日現在

千歳市移住支援金のご案内

移住 & 就職(要件あり)・起業・テレワーク・関係人口で

単身60万円・世帯100万円を支給します!

※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者一人につき、100万円加算します。
様々な要件がありますので、以下をご確認ください。

次の①～⑤のすべてに該当する方が対象となります。

<移住元要件>

- ① 千歳市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京都の特別区内に在住^{※1}していた方または東京圏^{※2}の区域内に在住し、東京都の特別区内にある企業等に通勤していた方
※東京圏に在住しつつ、東京都の特別区内に所在する大学等^{※3}へ通学し、東京都の特別区内に所在する企業等へ就職した方については、通学期間も本事業の移住元の対象期間とすることができます。
- ② 千歳市に転入する日の前日までの間に連続して1年以上、東京都の特別区内に在住していた方または該当前日の1年3月前から1年前までの間のいずれかの日を起算日として、連続して1年以上東京圏の区域内に在住し、東京都の特別区内に通勤していた方

<移住先要件>

- ③ 千歳市内に在住(申請後5年以上、転出しない意思があること)
- ④ 転入した日から起算して1年以内の方

<就業要件> 次のa、b、c、d、eのいずれかに該当すること

- ⑤ a-就職 北海道のマッチングサイトに掲載された企業の求人に応募し、就職した方(一般の場合)
- b-就職 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就職した方(専門人材の場合)
- c-起業 1年以内に地域課題解決型起業支援事業費補助金^{※4}の交付決定を受けて起業した方
- d-テレワーク 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住し移住元での仕事を継続することができる方
- e-関係人口 地域づくり活動や自治会行事などに継続的に参加している方または千歳市に居住経験のある方、かつ千歳市の農林水産業に就業する方

※裏面に続く

※1 在住とは、住民登録を行い、居住することをいいます。
 ※2 東京圏とは、東京都の特別区を除く東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県をいいます。(ただし右記条件不利地域を除く。)
 ※3 大学等とは、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関をいいます。
 ※4 地域課題解決型起業支援事業費補助金とは、道内の地域課題を解決するための起業に要する経費の一部を起業支援金として補助するものです。詳細は、北海道のホームページをご確認ください。

東京圏の条件不利地域

東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
 千葉県: 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 神奈川県: 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

スタート!

移住に関する要件

A 就職に関する要件

B 起業に関する要件

C テレワークに関する要件

D 関係人口に関する要件

千歳市に転入する日の前日までの10年間のうち、**通算5年以上**、東京都の特別区内に**在住していたか**または東京圏の区域内に**在住し**、東京都の特別区内に所在する企業等に**通勤していたか**。
※東京圏に在住しつつ、東京都の特別区内に所在する**大学等**へ通学し、東京都の特別区内に所在する企業等へ就職した方については、通学期間も**移住元の対象期間**とすることができる。

千歳市に転入する日の前日までの間に**連続して1年以上**、東京都の特別区内に**在住していたか**または千歳市に転入する日の前日の1年3月前から1年前までの間のいずれかの日を起算日として**連続1年以上**、東京圏の区域内に**在住し**、東京都の特別区内に所在する企業等に**通勤**をしていたか。

移住支援金の申請日が、**転入日から起算して1年以内**であるか。

移住支援金の申請日から**5年以上**、千歳市から**転出しない意思**を有しているか。

暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と**関係**を有する者でないか。

日本人又は外国人(永住者、日本人配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者)であるか。

(一般の場合)

北海道のマッチングサイトに移住支援金の対象企業等として掲載された日以降の求人に応募し、採用されたものであるか。

就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている企業等への就職ではないか。

就職先の勤務地が、東京都の特別区及び東京圏(条件不利地域を除く)以外の地域であるか。

週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、申請日においてその企業等に**就業**しているか。

移住支援金の申請日から**引き続き5年以上**その企業等に勤務する**意思**を有しているか。

(専門人材の場合)

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業したか。

就職先の勤務地が、東京都の特別区及び東京圏(条件不利地域を除く)以外の地域であるか。

週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、申請日において当該企業等に**就業**しているか。

当該企業等に、移住支援金の申請日から**引き続き5年以上勤務する意思**を有しているか。

目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないか。

起業するにあたり、北海道から**地域課題解決型起業支援事業費補助金**の交付決定を受けているか。
※詳細は、北海道のホームページをご確認ください。

移住支援金の申請が**補助金交付決定の日から1年以内**になされたものであるか。

所属先企業等からの命令等ではなく、自己の意思により移住したか。

千歳市を生活の本拠とし、**移住元での業務を引き続き行う**ことができるか。

内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金を提供されていないか。

千歳市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに**継続的に参加**している者又は千歳市に**居住経験**のある者であるか。

千歳市の農林水産業に**就業**する者であるか。

移住支援金の交付対象者になりません

移住支援金の交付対象者に該当します
世帯に関する要件は裏面を確認してください。

- A 就職
- B 起業
- C テレワーク
- D 関係人口